

山口県央部1市4町合併協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県央部1市4町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、山口県央部1市4町合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席とする。

2 一般席の定員は、会議に支障のない範囲とする。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月11日から施行する。